

## 第36回亶理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和5年12月22日（金）午後1時30分から午後2時36分

2. 会議の場所 亶理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員（12名）

2番	鈴木周吾	4番	渡邊喜徳	6番	佐藤利洋
7番	安住政男	8番	齋藤桂子	9番	丸子清
10番	菊池淑郎	11番	安住郁子	12番	齋精一
13番	浅川文義	14番	片平洋之	15番	伊藤富敏

(2) 農地利用最適化推進委員（14名）

16番	古山真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	20番	大槻久美子	21番	長田邦雄
22番	新田育男	23番	結城美智子	25番	南條栄一
26番	東條茂	27番	小野忠良	28番	鈴木茂利
29番	末木清一	30番	千葉義昭		

4. 欠席者

(1) 農業委員（2名）

1番 加藤正純、3番 遠藤圭一、

(2) 農地利用最適化推進委員（1名）

24番 棟形和徳、

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 非農地証明願について

日程第6 第5号議案 非農地判断について

日程第7 第6号議案 平成5年度第8号亶理町農用地利用集積計画（案）  
について

## 6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主査 高橋大輔、主事 村上尚也

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第36回互理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告については、お手元にある資料の記載のとおりとなっておりますが、1件記載漏れがありましたので説明させていただきます。12月21日、土地開発検討委員会が開催され、浅井班長が出席しております。その他については記載の通りですので、説明については割愛させていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次回の総会までの日程については、1月17日に互理と逢隈で地区委員会、1月19日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は1月24日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、1番、加藤正純委員、3番、遠藤圭一委員、24番、棟形和徳推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、互理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、9番、丸子清委員、10番、菊池淑郎委員を指名いたします。

事務局 資料の訂正をお願いします。最初に、第2号議案ですが、農地転用計画変更承認申請人の当初事業計画者の住所ですが、大衡村大衡字爪木、となりますので、大衡を追加願います。それから、第3号議案の順位が8番、コスモ測量設計の住所が抜けていました。住所が柴田郡大河原町字新南61-13です。もう一つあります。第4号議案、非農地証明願ですが、申請者の氏名が抜けておりました。お名前が安藤好廣さんとなります。以上です。

議長 はい、以上、訂正をお願いします。

それでは、日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいた

だき、案件ごとに採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案についてご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決をいたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位2番については、許可することに決定します。

以上で第1号議案の審議を終了します。

日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決をすることといたします。それでは逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了します。

日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。なお、第3号議案については委員本人に関

する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。はじめに、互理区委員会より説明をお願いします。

- 2 番 (順位1番から順位4番について議案書朗読及び補足説明)  
議長 ありがとうございます。続きまして吉田地区委員会より説明をお願いします。
- 1 1 番 (順位5番について議案書朗読及び補足説明)  
議長 ありがとうございます。続きまして逢隈地区委員会より説明をお願いします。
- 1 0 番 (順位6番から順位9番について議案書朗読及び補足説明)  
議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。
- 3 0 番 順位7番ですが、年2回の草刈りとの説明がありました。先般、吉田地区委員会でも話がされた事ですが、太陽光施設の施設内、施設外の草刈りが、刈ってはいると思われませんが、現状、1、2m位の草が生えている。中には、柳の木や雑木が生えている所もありますので、年2回とは言わず、定期的に状況を確認して頂き、適正な草刈りを行ってほしい。
- 議長 ほかに、ご質問、ご意見ありませんか。  
( 発言なし )
- 議長 なければ第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決をいたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。  
( 異議なしの声 )
- 議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位2番の採決を行います。ここで、2番、鈴木周吾委員の退席を、お願いします。順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。  
( 異議なしの声 )
- 議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。2番、鈴木周吾委員の席へのお戻りをお願いします。

します。次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 7 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 8 番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 9 番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。

日程第 5、第 4 号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

1 0 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第4号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議 長 なければ第4号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位1番については、承認することに決定します

以上で第4号議案の審議を終了いたします。

日程第6、第5号議案、非農地判断についてを議題とします。事務局より説明願います。

高橋主査 第5号議案、非農地判断です。農地法の運用について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、本会議の審議に付すものです。今年度の非農地判断につきましては、合計で22筆です。面積は13,898㎡となります。今回につきましては、長瀬の丘吉田が3筆、神宮寺、鹿島、小山、田沢になります。航空写真を付けさせておりましたが、概ね、航空写真を見る限り、全て、山林化されておりましたが、何筆か現地確認には行きましたが、もう農地として復元出来ない状況である事については、どの区でも変わらないと思われます。この後、登記申請について、町で、ご本人の確認を得て法務局にしますが、その際、調査現況全て、山林としておりますが、原野なり、雑種地に変わる可能性はありますが、こちらの方で、登記申請をして行きたいと思ひます。みなさんの方で見て頂きまして、何か気になる所があればご質問をお願いします。竹やぶ等になっている所でも、いくつか、数本でも、大きい木が生えていたり、混ざっていたりしている場合には、全て、こちらでは、非農地とした方がいいかと思ひ、判断させて頂いております。ご審議方宜しくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

14 番 山林化して非農地になるのは、致し方ないと思ひますが、農業振興区域がかなり含まれていて、結構問題では無いかと感じましたが、農業振興区域の見直しについて、まだ、考えていないのでしょうか。

高橋主査 只今の質問ですが、確かに、9筆農振地域が含まれております。農振

農用地と言う事で、みなさんご存じの通り農地以外には使用出来ない区分の土地になります。只今、農振農用地の見直しを、農林水産課で行っている所になります。令和5年度から始まり、3年かけて行う事となっておりますので、令和7年までとなります。今の所、どの区域を外す、入れるまで至っていませんが、これから耕作者様のみなさんからの意見を伺いながら、今作っている地域計画との兼ね合いも見ながら農用地区域を定めて行く様になりますので、これから、皆さんにも何かご協力頂く事項があるかもしれませんので宜しくお願いします。

議 長

宜しいですか。

14 番

はい、分かりました。

議 長

そのほか、ございませんか。

( 発言なし )

議 長

なければ、採決に移ります。第5号議案、非農地判断については、原案のとおり承認する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認めます。第5号議案、非農地判断については、原案どおり承認する事に決定いたします。

日程第7、第6号議案、令和5年度第8号亙理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。なお、第6号議案については、委員本人に関する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示致しますので、ご了承願います。それでは事務局より説明をお願いします。

浅井班長

(議案書朗読及び補足説明)

議 長

ありがとうございました。第6号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議 長

なければ採決に移ります。ここで、7番、安住政男委員、10番菊池淑郎委員、15番、伊藤富敏、19番、齋藤幸一推進委員、20番、大槻久美子推進委員、25番、南條栄一推進委員、30番、千葉義昭推進委員の退席を求めます。議長については、14番、片平職務代理者に交代します。

職務代理者

いっときの間、議長を務めさせていただきます。

それでは、第6号議案、令和5年度第8号亶理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

職務代理者 異議なしと認めます。第6号議案、令和5年度第8号亶理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。退席された委員の席へのお戻りをお願いします。

議長 これでは議案審議は全て終了いたします。  
その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

( 発言なし )

議長 ほかになければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項1件、事務連絡が4件ございます。

以下、事務局より農業委員候補者の議会同意について報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時36分